

## 令和5年度 仙台市障害者施策推進協議会（第7回）議事録

- 1 日 時 令和6年3月12日（火曜日）18：30～20：30
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，秋山委員，奥田委員，小幡委員，菅野委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，高橋（勝）委員，高橋（秀）委員，中嶋委員，野内委員，支倉委員，早坂委員
- ※欠席：三浦委員，小野委員，鹿野委員，熊井委員，西尾委員，山下委員
- [事務局]清水障害福祉部長，小幡障害企画課長，小西障害企画課企画係長，阿部障害企画課助成給付係長，前田障害企画課社会参加係長，央戸障害者支援課長，佐藤障害者支援課施設支援係長，鈴木障害福祉サービス指導課長，牧野障害福祉サービス指導課指導第一係長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長，林精神保健福祉総合センター所長，薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，五十嵐太白区障害高齢課長，坂井泉区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，菅原宮城総合支所障害高齢課長，内藤主査，中尾主任，篠木主任，五戸主事，大谷主事，黒石主事，佐藤主事
- ほか傍聴者6名

### 4 内 容

#### (1) 開 会

#### (2) 会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

お足元の悪い中，お集まりいただきましてありがとうございます。

さて，私たち委員会は，この4月から新しい計画をつくってまいりました。今日はその総まとめと同時に，もう一つ重要なことがあります。4月から動き出す計画についてしっかり進捗管理をしていくということについて，事務局からご説明もあります。皆様の忌憚のないご意見をいただきながら，4月から始まります新しい計画が少しでも実のあるものになりますよう，ご協力よろしくお願いいたします。

事 務 局 大坂会長，ありがとうございます。

(小西係長) それでは，ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より野内伸一委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

- （1）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について
- （2）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の策定のあり方〈答申〉について
- （3）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）に係る進捗管理方法について

報告事項

- （1）令和5年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

協議事項

- （1）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

それでは、次第2の議事に入ります。

協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項（1）についてご説明いたします。

まず、資料1-1をご覧ください。

まず、1のパブリックコメントの実施概要でございます。

（1）の意見募集期間としましては、令和5年12月22日から令和6年1月26日までの約1か月間実施いたしました。

（2）周知・啓発につきましては、市政だより、市のホームページでの広報のほか、市の施設での配布・閲覧、障害関係団体等への配布などを行うとともに、1月に実施しましたココロン・カフェでも周知を図ったところでございます。

2の意見提出状況です。

（1）の提出者数でございますが、90人となりました。内訳としては、今回から

導入した電子申請での提出が77人と最も多くございました。

（2）の意見件数ですが、1人から複数のご意見をいただいたものも多く、計500件というご意見をいただいたところでございます。

資料は2ページに進みまして、（3）の意見の内訳です。計画へのご意見のほか、直接的な事業やサービスそのものへのご意見といったものも多くいただきました。また一方で、宮城県とか国の計画へのご意見と思われるものも複数ございました。

（4）の提出された意見の概要でございます。その一部をご紹介させていただきます。

①の計画全般へのご意見としましては、「重い障害」という表現について、障害の程度を軽いものと重いもので分けることは違いを理解する上での危険性をはらんでいるといったものがありまして、前回11月のこの協議会で委員の皆様からいただいたご意見と重なるところがございました。

②の第2章の障害のある方を取り巻く現状へのご意見として、災害時に重大な困難が想定される盲ろう者等の避難所計画や運営に当事者の声を取り入れてほしい、そういったご意見をいただいたところです。

③の第3章計画の方向性へのご意見としては、子どもたちが障害の有無だけで分別しないよう、企業・地域団体とは別の教育アプローチを小学生向けに行ってほしいといったご意見や、中間案で障害児の発達の遅れ等を早期発見するため、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組むとしていた点について、障害や発達の遅れを早期に発見するには医療との連携が不可欠であり、「子育て・教育・福祉・医療分野の関係機関が連携して」としても良いといったご意見をいただきました。

④の第4章障害福祉計画・障害児福祉計画へのご意見としては、中間案では施設の入所者数について、障害の程度等から施設入所が必要な方もいるため、令和4年度実績と同水準の目標を設定するとしていた点に対しまして、国の基本指針どおり、施設入所者数自体を減らす目標とすべきとのご意見をいただきました。

⑤の第5章計画の推進への意見としては、点字版やテキスト版での情報提供はありがたいといったご意見をいただいております。

なお、パブコメでいただいたご意見とそれに対する考え方につきましては、資料1-2にまとめてございますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

最後に、3のスケジュールです。

今回のパブコメの結果につきましては、市のホームページで本日3月12日付で公表をしております。また、いただいたご意見につきましては、この後ご説明する答申案に反映しておりますので、それも含めて答申案についてご議論をいただきまして、3月下旬に大坂会長から市長に対し答申する予定としております。

このような流れで年度内に計画を策定する予定でございます。

協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果についてのご説明は以上となります。

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

会 長 ありがとうございます。  
ただいま事務局より、次第2の協議事項（1）、3つの計画について行ったパブリックコメントの実施結果についてご説明がありました。皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思いますが、事前に質問をいただいております佐々木委員からご発言いただければと思いますが、いかがでございましょう。

佐々木（洋）委員 社会福祉協議会の佐々木と申します。  
事前に質問票という形で提出させていただきましたが、特に今回、このパブコメ、その次にございます答申案に質問とか意見はございません。特に事務局の皆さん、1年間にわたりまして改訂作業、あるいはいろいろな仕組みづくりをしていただきまして本当にありがとうございました。

今、パブコメの結果について概要の発表があったわけなんですけども、500件ということで、大変多くの方々から様々な意見をいただきました。計画の中に反映した部分もございますし、また、できないという部分もございました。いずれにいたしましても、このように多くの方々がこの計画について関心を持っておられるということで、今後の計画の実施あるいは様々な障害者施策の実施に当たりましては、こういった声を胸に刻んで、予算の確保ですとか、あるいは事業の進め方に様々な工夫を凝らして応えていただきたいと思います。

私から以上です。

会 長 ありがとうございます。  
それでは、皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょう。

パブコメの取り方の工夫があったので、500件に上るご意見等をいただいたということでございます。皆様、いかがでございましょう。

なければ、後でまたご意見を頂戴しても結構ですので、先に議事を進めてもよろしいですか。

では、進めさせていただきますと思います。

### (2) 仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の策定のあり方〈答申〉について

会 長 協議事項（2）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の策定のあり方〈答申〉について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。

（小幡課長）

協議事項（2）につきまして、ご説明いたします。

これまでの協議会で新たな計画についてご審議いただきまして、前回11月の協議会で中間案として取りまとめていただきました。今回お示ししております答申案でございますが、この中間案をベースに、前回の協議会で皆様からいただいたご意見であるとかパブリックコメントでいただいたご意見について反映させているほか、関連事業一覧、それから資料編を追加したり、表現の統一など、そういったもろもろの修正なども行っております。本日は、これらの修正点を中心に答申案についてご説明いたします。

それでは、資料2をご覧ください。

まず表紙をおめくりいただきまして、目次になりますけれども、目次の一番下のところ、用語の解説についての注釈を入れております。本文中の専門用語等につきまして、アスタリスクをつけまして、巻末の用語の解説というところに掲載することとしております。

それから、16ページにお進みください。本計画に向けた課題のうち、基本方針4の就労と社会参加に関する部分なのですが、前回の協議会で重点取組の1つに工賃向上が掲げられているというところなのに、こちらの課題のほうにないというところでしたので、課題にも入れるべきというようなご意見をいただいたことから、本計画に向けた課題のところの就労社会参加の部分に工賃向上に関する記載を追加したというところがございます。

それから、19ページにお進みください。基本方針2に関しまして、パブコメのご意見で、障害や発達の遅れを早期に発見するためには医療との連携が不可欠のご意見をいただいたところございました。これまで「子育て・教育・福祉分野の」としていたところを、ご意見のあった「医療」、それからパブコメの意見としてはいただいておりますが、関連する「保健」というところも加えまして、「子育て・教育・保健・医療・福祉分野の」と修正を加えております。

それから、お隣、20ページにお進みいただきまして、パブコメで災害時の対応に関するご意見をいただきましたので、基本方針5のところにつきまして、基本方針5の1段落のところ、最後のところに「災害に備えた支援体制の整備を進めます。」というような追記をしているところです。

また、同じ基本方針5に関しまして、次の段落にあったのですが、中間案では「重い障害のある方」というふうに表現をしていたところがございます。前回の協議会やパブコメで表現を変えるべきとのご意見をいただいております。基本方針5では、具体例として「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など」と示しながら、「より手厚い支援を必要とする方」と修正をしております。この「重い障害」という表記につきましては、計画全般にわたって、より内容が分かりやすくなるように表現を修正しております。幾つかこの後ご紹介させていただければと思います。

次に、22ページにお進みください。基本方針1の重点取組の2項目め、「パラスポーツによる障害理解の促進」のところ。中間案では「障害者スポーツ」とい

う表記になっていたり、「パラスポーツ」という表記になっていたりと、両方の表現が使われておりましたので、大会名称とか、そういったところに用いられている場合を除きまして、「パラスポーツ」という表現で統一をしているところです。

28 ページにお進みください。基本方針3の重点取組のうち、この28 ページの一番上にある短期入所での受入れ促進の項目についてです。中間案では、「障害の重度化・高齢化に対応した短期入所事業所における受入促進」としておりましたけれども、重度化という表現をより分かりやすくするために、「重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等に対応した短期入所事業所」と、より分かりやすくなるように修正をしております。

33 ページにお進みください。基本方針5の重点取組のうちの3点目、「人工呼吸器装着児者」に関する項目になります。中間案では「人工呼吸器装着児者をはじめとする重い障害のある方」としておりましたけれども、この「重い障害のある方」の部分で「特別な備えが必要な障害のある方」と、より趣旨が分かりやすくなるように修正をしたところです。

また、同じ重点取組の5項目め、「障害福祉事業関連事務の効率化」についてなんですけれども、令和6年度予算措置も踏まえまして、「定型業務を外部委託で処理する障害福祉事務センターの設置等によりBPRの推進と各区等の職員の負担軽減を図る」と明記をしたところでございます。

同様に、隣に進みまして、34 ページの成果指標の一番下にあります指標、これも「障害福祉事務の効率化」としていたところなんですけど、「障害福祉事務センターの運営」と指標を明確化しまして、目標値も6年度に「設置」、7年度以降を「運営」と設定をしたところです。

37 ページにお進みください。ここから、3年間の障害福祉計画における成果目標のうち、(2)の施設入所者数になります。パブコメでは、国の基本指針と同様に入所者数を減らすべきというご意見をいただいたと先ほどご説明しましたが、これまでも協議会でご説明させていただいたとおり、障害の程度であるとか家族の状況などから施設入所が必要な方もいるという現状を踏まえまして、中間案からの修正は行っていないというところでございます。

少し飛びまして、61 ページにお進みください。ここから、3年間の計画の見込量になります。一番下のほう、下から2つ目、⑤と書いてある「医療型短期入所事業所開設支援」、それから、少し飛びますが、63 ページの「入院者訪問支援事業」、こちらの2つにつきまして、予算措置も踏まえて追記をしたというところでございます。

次に、65 ページにお進みください。パブコメで、点字版、テキスト版での情報提供はありがたいというご意見をいただいておりますが、3の計画の普及・啓発につきまして、デジ版、音声版、拡大版、計画の大切なところを分かりやすく説明する版を追記しまして、情報保障について、より明確に記載をしたというところでございます。



## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

それから、お隣 66 ページにお進みいただきまして、ここからは新たに追加した資料になります。中間案では入っていなかったところになります。

第6章計画関連事業一覧につきましては、本計画に関連する事業を施策体系ごとに網羅的に掲載をしたというものでございます。障害部門のある健康福祉局の事業をはじめ、障害児支援の事業があるこども若者局、教育局の事業が大半を占めますが、例えば、1ページおめくりいただいて67ページの表の一番下のところには、まちづくり政策局の「ダイバーシティ推進」といったものがあったり、隣の68ページの一番上には文化観光局の「障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進」、その3つ下の欄には交通局の「交通事業に関する心のバリアフリー化の推進」など、市役所全体にわたって事業を一覧化したというものでございます。

86ページにお進みください。ここからは資料編になります。

87ページにお進みいただいて、資料編1としましては、この計画策定の経緯を掲載してございます。基礎調査であるとか協議会の開催状況、それから89ページに進みまして、自立支援協議会など、ほかの附属機関での検討内容、検討に関わっていただきました委員の皆様の名簿、91ページにお進みいただいて、先ほどご説明したパブコメの結果、そういったこれまでの検討の経過をお示ししております。

93ページにお進みいただきまして、資料編2として関係条例等というところ です。施策推進協議会条例と、それから96ページからは計画等の監視等実施方針を掲載しているというところでございます。

98ページにお進みください。資料編3というところで、障害福祉サービス等についての説明になっております。

第4章見込量に記載している障害福祉サービス等につきまして、その事業内容の説明を掲載したものでございます。

それから、107ページにお進みいただきまして、資料編4ということで、用語の解説をつけさせていただいております。これまでの協議会でもご意見としていただいておりますけれども、計画に掲載されている専門用語などについて、本文中でアスタリスクをつけて、その説明を50音順にまとめております。

最後に、裏になります。本計画を印刷・製本した完成版につきましては、今年度の障害者による写真・書道・絵画コンテストの入選作品から選んだものを表紙に掲載しまして、この裏表紙の下部のところにどなたが作った作品なのか、そういったところの紹介を掲載する予定としております。

それから、本日、当日配布資料としまして、資料を郵送した時点から本日までに答申案を修正した箇所をまとめた資料を机上で配布させていただいております。簡単にご紹介させていただきます。

上から、2ページの計画策定の概要、関連計画の関係なんです。中間案というか、お送りした資料では「仙台市文化芸術推進基本計画」としておったんですが、ほかの羅列していた計画に「仙台市」と入っていなかったの、合わせて横並びで

文化芸術推進基本計画と、「仙台市」というのを取っております。

それから、基本方針の成果指標のところですけども、修正前、「障害者全体への理解が深まってきたと回答した割合」としておったんですが、こちらは基礎調査のときの質問項目として掲載したそのままを載っていたんですけども、障害者全体というよりも「障害のある方への理解」というふうに指標として分かりやすくしたほうがよろしかろうというところで修正をしております。

それから、次の基本方針2の成果指標のところにつきましては、お送りした答申案の中で、「進捗状況」と書いた次のところがちょっと作業の中で切れてしまいましたので、元の「測るための指標として」設定という文言を追記しております。

それから、施策体系、施策項目の防災・減災のところ、「事業継続計画」としておったところ、厚労省の名称と同じようにしまして「業務継続計画」と名称を修正しております。

また、成果目標の一番下のところ、一般就労への移行者数の項目のところですが、作業途中で「移行者数」が2つ重なってしまいましたので、1つ削除したところでは。

それから、次のページの見込量のところですけども、2ページ、3ページのところですが、見込量、地域生活支援事業の国の要綱に合わせまして文言等をその地域生活支援事業の要綱のとおり修正をしたというところがございます。それが4ページが一番上の見込量のICTサポート総合推進事業のところまで同じ中身になっております。

そこから4ページの真ん中2つにつきましては、先ほどの「事業継続計画」を「業務継続計画」と修正したところでは。

それから、資料編3の障害福祉サービス等についての説明のところ、修正前、発達障害者支援地域協議会による体制整備のところ、この協議会の目的として、地域の実情に応じた体制整備を図るため」としておったんですけども、この協議会の目的自体が体制整備についての協議を行うというような目的があって、そちら要綱に記載しておりましたので、その要綱に沿った形で文言を修正したというところでは。

それから、5ページに進みまして、用語の解説、BCPのところは先ほど申し上げたところでは。

それから、この5ページの半分より下のところなんですけれども、これまで事業所指導のところ、「実地指導」と名称をしておったんですけども、国のほうでオンラインでの指導等も含むというような形で、実地に行かない場合もあり得るということ想定して、「実地指導」から「運営指導」と用語が変わりましたので、そこを修正したというところがございます。

6ページ、最後のページですけども、先ほどの指標の部分、「障害者全体」というところから「障害のある方」と修正をしたところがございます。

この間、資料をお送りしてからもろもろ調整をしておったものですから、そう



## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

したところ、お送りした資料が間に合わず、申し訳ございませんでした。もろもろ修正を加えておりましたので、そういったところも含めてご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より、次第、協議事項（2）、3計画の策定のあり方〈答申〉についてご説明がありました。皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。高橋委員、お願いいたします。

高橋（勝）委員 答申案の内容については特に、文言も整理されていいかなと思っております。ただ、用語の解説のところ、これも説明を加えた方がいいのかなということで、1つは、29ページのICTという言葉が使われています。もちろん意味は分かるんですが、ICTということと、あとそれから33ページのBPR、これの用語解説がないものですから、もしできればこの2つを用語解説に加えていただけたほうが、私もBPRってネットで調べてみたんですが、ちょっと馴染みがないかもしれないので、用語解説のほうにこういう内容ですよということで、この2つ、ここだけ。業務改善のほうは出ているんですけども、英語の文言がこの3か所かな、あとOT・PTはもちろんあれですけど、このICTとBPRという文言について解説のほうに入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局、いかがですか。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。

（小幡課長） 確かにアルファベットの並べられた言葉、なかなか馴染みのないところもございますので、そのあたり追記させていただければと思います。

会 長 高橋委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。小幡委員、お願いします。

小 幡 委 員 仙台弁護士会の小幡です。

私もまず用語の関係なんですけれども、パブリックコメントを拝見していると、片仮名用語が分かりづらい、分かりやすい具体的な表現にしてほしいという意見が何件もありました。いずれも資料編に用語の解説を設けて補足するという市の考え方が示されているんですが、前回の協議会で、資料編に用語の解説をするというのではなくて、本文を読んで理解できる表現にするべきではないかという意見があったと記憶しております。せめて一般的とは言えない片仮名用語の使用は避けるですか、本文中に括弧書きで用語の説明を加えるなどの対応をしてもいいのではないかと思います。

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

用語については、先ほどのご指摘があったものに加えて、67ページの、例えばダイバーシティという用語なんかについても説明があってもいいのかなと思いました。

それからもう1点が、こちらもパブリックコメントを拝見しております、本計画の対象である障害のある方の定義が曖昧であるというご意見がありました。確かに障害者基本法などに準じてと、対象について説明がされておりますが、そもそも障害者基本法に規定されている障害者、障害のある方の定義を見て、誰もが本当にこの計画の対象について具体的に理解することができるのか、改めて読んでみて疑問に思いました。その点についてももう少し具体的に、誰が見てもこの計画の対象がどなたであるのかというのが分かるような記載を検討してもいいのかなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。そのようなご指摘がありました。いかがですか。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。  
(小幡課長) 確かに用語、なかなか専門用語で耳馴染みのないもの、そういったところについて、本文で、専門用語として後ろにつけるということもあるんだけれども、そもそも読んでいて分かりやすい表現にしたほうがいいんじゃないかというのは、おっしゃるとおりかなと思います。あとは、逆に専門用語としてある程度意味を持って使っているところもあるかなと思いますので、そういった兼ね合いも出てくるのかなとは思っております。そうしたところのバランスを見ながら、修正すべきところは修正させていただければと思います。

会 長 いかがでしょうか。

小 幡 委 員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。  
あと、この計画の対象についてもご見解を伺えればと思います。お願いします。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。  
(小幡課長) 対象のほうは、答申案3ページのところに書いてございます。「本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。」という計画の対象とはしてございまして、その障害のある方というようなところですが、これは障害者基本法の記載そのままとしております。この計画に書いてある事業などなど、基本的には国の計画などにものっとって定義をしている障害のある方というところを主に対象にしているというところはございます。そういったところで、障害者基本法の書きぶりをそのまま引用しているというような掲載の仕方でございます。なかなかこの部分を変えるというのはちょっと難しいかなとは考えておりますが、ただ、例えば周

知などのときに、こういう人なんだというようなところ、この定義を変えるのはちょっと難しいんですけども、具体例とかそういったところも含めて紹介をしていただければと考えております。

小幡委員           ありがとうございます。しつこくて申し訳ありません。定義を変えたらどうかということではなく、先ほどおっしゃっていただいたような、具体的にどういう方々を対象にされているのかということが分かったほうがいいのではないかと。例えばこれだけを見ると、手帳を所持している方が対象になるのだろうかとか、何らかの診断を受けていないと対象にならないのかですとか、そのあたりがよく分からないというところがあるかなと思いましたので、質問をさせていただきました。

会       長           いかがですか。

事務局  
（小幡課長）       障害企画課の小幡でございます。  
                          そのあたり、確かに具体的に手帳を受けていないと駄目なのかとか、診断を受けていないと駄目なのかという、サービスを提供する役所側からすれば、いや、そんなことはないんだよというようなところもありますけれども、見ている方、どうなんだろうというところは確かにおっしゃるとおり迷うところもあるのかなというところはあります。そういったところは、もちろんサービスの提供などで必要なときにはきちっと丁寧に説明をしていくというのはしていくところではございます。対象として、この計画を読んだ方、こういった方が対象になるのか、例えば実例など入れられるものなのか、なかなか計画のこういう対象のところを実例を入れてというのはちょっと難しいかなと思いますので、それぞれ事業の対象になるかどうかとか、施策の対象になるかどうかというような、おのこの分野で丁寧にご説明できればと思います。

会       長           基準で決まっているものについては、その必要条件ということが例えば手帳だとかそういうものがあるんですけども、具体的に、今、実際に困っている方について何らかの支援の手だてを考えると、障害分野でも支援を考えられないかというような使い方。つまり高齢であったり、いろいろな分野がありますが、それぞれいろいろな基準があるので、障害でも考えられないかということで考えていくときには、具体例を挙げてしまうと狭めてしまう可能性があるのですが、これはここで確認しておかなきゃいけないのは、先ほど事務局の課長さんのお話でもありましたように、一番最初に書いてあるのは、市民、事業者すべてのと書いてあるし、それから実際の運用のところですっかりとできるだけ広く使っていただけるように考えたいというふうに僕はとったんですけど、課長よろしいですね。そういう説明でしたということで、そこを確認するというのでいかがでございましょう。  
                          ありがとうございました。

先ほど秋山委員から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。

秋山委員

特別支援教育課の秋山です。

障害理解ということについてです。パブコメを拝見させていただいて、障害理解ということについて数多くのご意見が寄せられているなど感じておりました。多くの方が障害理解ということに関心をお持ちで大切だとお考えなんだなということを変えて感じたところです。そういった意味では、計画の中にも障害理解ということで位置づけがしっかりされているので、これは大切なことだと感じております。

障害理解を促進していく、推進していくということについては、当然ながら担当の健康福祉局の取組だけではなくて、他部局にわたっているいろいろなところでのいろいろな機会を見つけて進めていく必要があるんだろうなということを感じております。そういう意味では、学校教育が担う役割というものも重要だなと感じていたところでした。

ちなみにというところで、情報提供になるんですけども、本日、皆様の机の上に障害理解推進に向けてというA3判を2つ折りにしたプリントをご用意させていただきました。ございますでしょうか。A3判を2つ折りにしたものになります。こちらは、令和6年度仙台市特別支援教育推進資料ということで、特別支援教育課のほうで作成して今後学校に配布する資料なんですけど、今回障害理解を進めていくというのは教育としても非常に大事だなということをお考えまして、教員向けということで作成しました。まず学校の先生たちに改めて障害理解というのをどういうふうに進めていくか、考えていくかというのをいま一度考えてもらおうというような内容になっております。

簡単に中身としては、身近な学校の先生の出来事からということで、それぞれの先生方がいる学校にも特別支援学級のお子さんとかいらっしやいますし、あとバリアフリーの体験学習ということで障害のある方々との交流などもありますけど、それを改めてちょっと考えてみて、障害ってどんなことなんだろうねというのを考えていくというような流れになっております。

開いて中のほうは、今度いろいろ障害についてというのを先生が考える中で、健康福祉局さんのいろいろ出されている資料なども参考にさせていただいたり、そこから資料が飛ぶような形、見られるような形にしてありまして、先生自身の考えが少しずつ深まっていくというような内容です。

最終的には最後のページになるんですけども、子どもたちに、じゃあ障害についてどういうふうにならんと一緒に考えていったらいいかなというようなところを進んでいくと、気づいていくというような内容でございます。

ちなみに、この資料は、右下に編集委員と書いてあるんですけども、編集をしたのは仙台市内の学校の先生方が編集委員になって作成をしたものになっております。実はちょっとまだ最終印刷屋さんの原稿の仕上がりは来週なので、こういう形で白黒の印刷になって申し訳ございませんでしたけども、こういう形で教育のほうも連携

しながら障害理解ということで進めていければなと考えておりました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。情報提供ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

私、質問するの忘れそうなので、1つだけ聞いていいですか。他部局のやつ、載っていますよね。これ、他部局と何らかのコミュニケーションをとった上で出されているんでしょうか。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。

(小幡課長)

他部局の事業につきましては、もちろん他部局でどういう事業があるのかというところをこちらのほうから照会をしまして事業を出してもらっているというところ、それにつきましても、具体的な内容をこのように計画にのせていくよというところを確認してもらいながら、もちろん他部局の了承のもとにやってございますので、これについてはオール市役所ということで進めていくよという合意はとれてございます。

会 長 ありがとうございます。こういうことは根回しが重要なことなので、今日部長もいらしているのをお願いをしておきますが、ぜひ、これを契機にそういった関係部署の会議体の設置なども考えていただいて、総合的に支援ができるようにということが進むようお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。もちろん教育局さんということになると思いますが。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。お願いいたします。

中 嶋 委 員 仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。

他部局との連携というところで今お話が上がりましたので、ちょっと私の思ったことを述べさせていただきたいと思います。

資料2の66ページから、他部局との連携というところでの掲載がありますけれども、まず、パラスポーツですとか、それからインクルーシブスポーツという表現が出てきます。そうすると、一般市民の方はちょっと混同されるようなこともあると思います。ではパラスポーツというものは何かというと、広く言えばパラリンピックで採用されている競技のことが挙げられると思いますし、インクルーシブスポーツという面では誰でも楽しめるスポーツということですが、このあたりの整理といいますか、様々なイベントなどを計画する上では整理しておく必要があるかなと感じます。

そこで、やはり私ども障害者スポーツ協会といたしましては、パラスポーツがインクルーシブスポーツになってほしいなと願うところでもありますので、そのあたりの例えばイベントの運営企画をなさる団体さんですとか、あるいは競技団体



さんとの意見交換なども場面場面では必要になってくるのかなと感じたところです。

以上です。

会 長 ご意見ということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。  
ほかにございますでしょうか。なければ、後でまた戻ってご意見を頂戴しても結構ですので、前に進めてよろしいでしょうか。

(3) 仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）に係る進捗管理方法について

会 長 では、協議事項（3）に入ります。仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）に係る進捗管理方法について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。  
(小幡課長) 協議事項（3）につきまして、ご説明いたします。  
まず、本協議会の役割ということでこれまでもご説明させていただいておりましたが、その1つとして計画が適切に進められているかを確認して審議していただくこと、いわゆるモニタリングを行うことというところが役割として定められております。これまでは、この後の報告事項で使います資料4の各施策の推進状況によりましてモニタリングを実施してきたところなんです。この資料ですと情報のボリュームが大きくてモニタリングのポイントがいまいち分かりにくいかなというような課題がございました。

そういった中で、今回策定する新たな計画では、計画の成果指標として、5つの基本方針ごとにアウトカム指標、アウトプット指標を設定しておりますので、それをもとにシンプルな形で計画の進捗管理を進めたいと考えております。

今回はそのまとめ方の案ということで作成しましたので、皆様からご意見をいただいた上で、そのまとめ方についてさらに整理していきたいと考えております。

それでは、まず資料3-1、成果指標実績一覧（案）というA3の縦長の資料をご覧いただきたいと思っております。

こちらの資料は、新たな計画で策定するアウトカム指標、アウトプット指標について、基本方針ごとに指標の内容、数値目標を定める際の基準値、計画最終年度である令和11年度の目標値、令和6年度以降の各年度の実績値を一覧にしたというものでございます。この資料によって目標値と実績値を比較することで、目標に向けてどの程度進捗しているのかということを確認することができると考えております。

なお、アウトカム指標については、6年ごとの基礎調査で把握する必要があります。

すので、令和11年度の欄に記載されることとなります。

ただ、この実績一覧のみでは、成果指標に関わる事業がどのように取組をされているのか、またどのような課題があるのかというところが把握できないというところがございますので、それを把握できるようにするために作成するのが資料3-2の評価シート（案）というものになります。

ですので、まず資料3-2をご覧ください。表紙に令和●年度評価と記載しており、このシートにつきましては毎年度作成するイメージとなります。

2ページ以降、ご覧いただきますと、2ページには目次、3ページには評価の趣旨や手順、4ページにはアウトカム指標の一覧というところで記載をしております。5ページにはアウトカム指標に対する全体評価というものを掲載しておりますが、先ほどもご説明いたしました、アウトカム指標の実績値は6年ごとの基礎調査で把握するために、「令和11年度に評価・分析する」と記載をしているところです。

6ページにお進みいただきまして、アウトプット指標の評価というところになります。このページは指標ごとの個票になっておりまして、今回はサンプルということで、障害理解サポーター事業の指標についてのみ作成をしたというところがございます。各年次の目標値と実績値を把握するとともに、実績の詳細及び関連事業の実績の欄で、主たる事業の実績の内訳の詳細であるとか関連する事業の実績、質的モニタリングの結果なども一括して把握できるようにしております。また、事業に関する評価、課題、今後の方向性も記載することで、数値だけでは把握しきれない取組の実情、課題などもお示しすることができますので、この計画のモニタリングを進めやすくなるものと考えております。

こうしたシートを使いながらモニタリングをしていければと考えておりますので、このサンプルではございますけれども、シートなどの内容につきましてご意見をいただければと考えております。

協議事項（3）のご説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より協議事項（3）、3計画に係る進捗管理方法についてご説明がございました。皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思っておりますが、いかがでございますか。

皆さん、黙っているので私から少しですけど、本当にここまでやっていただいて、これを示してこれでやりますというのを言っていたということ、こちらはまず感謝したいと思いますし、ぜひこれをしっかり動かしていくということを今後やっていただければと思っておりますし、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

意見を1つ言わせていただければ、それぞれいろいろな政策というのは、誰のため何をしたいかというふうに変えたらいい方向に持っていきたいいろいろな施策をつくっているわけですね。それが目的に沿っていい方向に行っているかどうかというのを見るというのが1つアウトカム。何かやりましたというのは、指標

としてはアウトプットになるわけですがけれども、実際、対象としていることがいい方向に向かっているのかどうかということをしかり見ていくことが重要なので、その視点を忘れないでいただければと思っておりますし、昨日、国の専門家の話を聞いていたら、アウトカム指標は矢印で上のほうにいい方向に行っているのか悪い方向に行っているのかだけでもいいですよと専門家が言っていたので、それもありかなと思って見ていましたので、決して敷居が高いものではないので、ぜひ少しこの辺も留意しながら進めていただければいいと思いますので、ここまでのことをしかりおやりいただくというのはなかなかないと思いますので、本当にありがたいと思います。これからいい方法に行くんではないかなと思って見せていただきました。以上です。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

なければ、また戻ってお話しいただいても結構ですので、前に進めてもよろしいでしょうか。

## 報告事項

### (1) 令和5年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況

会 長 では、協議事項はここまでで、報告事項、令和5年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。

(小幡課長) 報告事項の1、施策体系に基づく令和5年度の各施策の推進状況について、ご説明いたします。

資料は、資料4の各施策の推進状況をご覧ください。

現行計画では、5つの施策体系を柱に各種事業を進めているところです。今回は、今までの部分は来年度からの新計画の策定についての意見をいただいているというところでしたが、こちらの資料4につきましては、現行の計画の推進状況の報告というところになります。今回、その実績の見込みと評価について、各種事業をもとに整理をさせていただきましたので、その一部を抜粋してご報告いたします。

先ほどちょっとボリュームが大きくてモニタリングしづらいというようなことをご説明したんですが、令和5年度まではこちらのほうで進めさせていただきたいと思っております。

まず、施策体系の①共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進というところでは、この1ページの障害理解サポーター事業につきまして、2月1日時点の見込みではございますが、サポーター養成研修の開催回数が30回、参加人数が883人というところではございました。その評価としましては、差別解消条例改正にあわせて事業の周知を図るといったところではあったんですが、目標件数の40

回には届かなかったというところがございます。一方で、同一企業・団体で複数回申し込むケースが増えているというところもありまして、受講企業・団体内での障害理解が進んでいるといったような評価としております。

3ページにお進みいただきまして、施策体系②障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実、こちらにつきましては、中段の幼稚園・保育所・学校等とアールとの連携の強化というところがございます。その項目につきまして、12月末時点の実績としましては、乳幼児では保育所・幼稚園・認定こども園への訪問支援が計127回、学齢では学校訪問が402件などとなっております。その評価として、地域専従職員の配置により、幼稚園・保育所訪問の数が大幅に増え、園の支援力向上が図られているという評価でございます。

次に5ページに進みまして、施策体系③地域での安定した生活を支援する体制の充実になります。こちらにつきましては、一番下の医療型短期入所連携強化という項目になります。こちらについて、重症心身障害児者医療型短期入所コーディネート事業の新規相談件数が16件といった実績がございました。評価としましては、新規相談件数は減少したものの、医療型短期入所事業所へのつなぎなど、的確なコーディネートが実施できているという評価となっております。

10ページにお進みいただきまして、施策体系④生きがいにつながる就労と社会参加の充実の項目になります。中段の2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成事業につきまして、2月時点の見込みとしましては、パラリンピックスポーツ教室6回、ポッチャ体験会2回実施がありまして、その評価としては、市民向けの体験会をイベントや商業施設等で実施して障害者スポーツを広めることができたという評価としてございます。

12ページに進みまして、施策体系⑤安心して暮らせる生活環境の整備になります。一番下の生活介護事業所の整備・老朽化施設の建て替え等につきまして、実績として、令和4年度に事業選定した青葉区での施設整備について年度内に竣工する予定としておりまして、評価としましては予定どおりに進んでいるとしてございます。

各施策の令和5年度の推進状況につきましては、項目を抜粋してご報告いたしましたが、その他の項目につきましては後ほどこの資料をご高覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

なければ、報告事項についてはここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、今回最後なので、まだご発言いただいていない委員さんから、ご意見でも感想でも何でも結構ですので、一言ずつ頂戴したいと思います。早坂委員さ

んから順番でよろしいですか。では、お願いいたします。

早坂委員

社会福祉法人チャレンジドらいふの早坂です。

全体を通して、ちょっと話が戻るかもしれないんですけども、パブリックコメントの中にソーシャルファーム事業について要請というか、あったのがあると思うんですけども、まさに15日、日本財団さんの支援を受けて当法人のほうでソーシャルファーム事業、東北、全国でも初めての事業を一応実施する予定となっておりますので、何かお役に立てるようなことがあれば情報共有はぜひさせていただきたいなとは思っております。

今日もちょっとその進行のところを県の方と詰めていて、ちょっとまぶたがピクピクするんですけども、すみません。

あと、法改正に合わせた情報がいろいろ公開されていく中で、幾つかといいますか、相談支援についてなんですけれども、セルフプラン率というところについて、次の令和6年度の法改定のところで国のほうがセルフプラン率について言及されている一文がちょっとありまして、我々としても支援側というか、支援する中で、セルフプランになっている方が重度化というか、どうしても相談支援事業者がついていないケースに対しての対応に苦慮するということが最近出てきているのもありまして、基幹相談支援事業所に対するアウトプットであったりアウトカム指標を設定されているのはあれなんですけれども、セルフプラン率について、いずれ多分、何かしら触れなければいけない機会が出てくるのかなとちょっと思いましたので、そのところが計画内容の中に言及されていないので、ちょっと何か入れたほうがいいのかという感想なんですけれども、思ったところ です。

以上です。

会長

ありがとうございました。そういうことということでいいですか。ありがとうございました。

支倉委員さん、お願いいたします。

支倉委員

宮城県患者・家族団体連絡協議会の支倉です。

さっきの障害者の対象というところで、パブリックコメントの中でも見たんですけども、なんか難病という立場があんまりはっきりしてなくて、これ、多分、私の知っている人たちはみんな自分が入っていると分からないかと思うんですけども、ある団体については一応難病障害者と入れてくださいと言ったら入れてくださったところもあるので、こういうところにもちょっと入れていただきたいなと思います。

あともう1つ、これは何と言ったらいいか分からないんですけども、ヘルプマークをつけた人が席に座っていたら、年とった方に、ヘルプマークつけているだけではないと言われたそうです。それからちょっと怖気づいて座れなくなったようなこ



## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

とを言っていたので、共生のまちと書いてあるので、皆さんにいろいろとお互いに意識するというか思いやれるような社会になったらいいなというのが私の感想です。

会 長 ありがとうございます。では、野内さん、お願いいたします。

野内委員 ハローワーク仙台の野内でございます。

いろいろな施策を推進されているところでございます。私もハローワークということですので、就労というところに特化した取組を行っているものですから、どうしてもそこに目が行ってしまいうんですけども、社会参加と就労の充実というところがまさにそこに関わってくる部分になろうかと思えます。いろいろな取組、セミナーの開催であるとか就労移行支援事業所等の連絡会議とか、そういったところをご担当いただいていると、進めていただいているということにつきまして、就労の支援という部分で改めて感謝申し上げたいと思えます。

この場で情報共有させていただきたいんですけども、以前の会議でもちょっと触れさせていただきました。来月、令和6年4月から法律に基づく雇用率ですね、障害をお持ちの方の雇用率が2.3%現行から2.5%に上がります。こちらが今の予定ですと、さらに2年後、令和8年7月に2.7%に上がるということがございます。一方で、先般、マスコミ等でも報道されましたが、宮城県内の障害をお持ちの方の雇用率、ここが全国的にも低い水準にとどまっているということがございまして、こちらはハローワークといいますか労働局としても非常に重く捉えております。今現在、法定雇用率を満たしていない企業、全てを訪問して今の取組の状況、それから今後どう取組を進めていくのか、そういったところを一件一件確認させていただいているところでございます。

ハローワーク仙台管内だけでも560社ぐらいになります。そちらをハローワークのスタッフで手分けをして回って、私も明日3社訪問を予定しております。私の担当する会社が30社ほどではあるんですけども、そちらは明日で全て終了するという予定でございます。中には、なかなか会社さんの業務内容とかで、必要性は理解しているんですけど、検討は難しいんですというところもあつたりします。そういったところにつきましても、粘り強く、社会的責任というだけではなくて、ぜひ戦力として、実際社会で活躍されている方がたくさんいらっしゃるといこともお伝えしながら、雇用のほうを粘り強く働きかけていきたいと思っております。

今の国としての取組、ハローワークとしての取組ということで共有させていただきます。

会 長 力強いお話、ありがとうございました。

それでは、高橋秀信委員さん、お願いできますでしょうか。

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

高橋（秀）委員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

特に今日はパブリックコメントから、保健、社会福祉協議ということで、施策のところでの計画が出されていたわけですが、パブリックコメントをずっと僕も読んできたんですけど、この会議で出たようなところの意見と同じようなことが結構たくさん出ていて、やはり市民の方々も同じポイントでこの計画を見ているんだなということが分かりました。計画の中の数値目標ですかね、そういうところの立て方などについてのことなども、私なんか言った意見と非常に似たようなことが書かれていたりして、ポイントは非常に似ているんだなと思いました。

あと視覚障害者関係だと、点字とか拡大といったようなパブリックコメントに関わるところで、そういうものがちゃんとあってよかったといったような意見もあったので、私のここにいる意味もちゃんとあったかなと思って、よかったなと思っています。

ただ、引き続き視覚障害者の情報補助については、全てのものがこういうふうな点字とか拡大とか音声になっているわけではないので、仙台市のほうとしても引き続き、もちろんこちらから要望しなければ駄目なところではありますが、情報保障について引き続き推進していただけるようお願いいたします。

以上です。

会 長

ありがとうございました。では、高橋勝彦委員さん、お願いできますでしょうか。

高橋（勝）委員

わらしべ舎の高橋です。

パブリックコメント、全部には目を通すことはできなかったんですが、今回、90人、500件ということで、前は13件、42件の意見ということなので、今回、意見の数からいくと11倍近い数が寄せられているということについて大変驚いております。というのは、この計画について仙台市民の皆さん、やはりかなり多くの方が関心を持って見ていらっしやっただなと思っていますので、そういうことを踏まえて答申案にまとめられているということで、事務局も大変だったのではないかなと思っています。

ただ、中でも障害の理解についてということで述べられている方もたくさんいらっしやっただので、やはり一番大事なポイントは障害理解ということなんだろうなと思います。子どもから大人までということで答申案の中に書かれておりますけども、子どもということになると小学生ということになるんでしょうけども、でももっと低学年の幼稚園児からむしろ進めてもいい部分ってあるのかななんてちょっと思ったりもしました。

そういう意味で、制度を通して理解をしていただくということも大切なことだと思いますが、教育を通して障害の理解を進めていくということも大切なことではないのかなということを感じた次第でございます。

障害を理解していただくことによって、理念である共生のまち、共生の社会とい

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

うのがつくられていくのではないかなと思いましたが、この計画、あとは予算を含めて進めていくことになるんだらうと思いますけども、しっかりと評価検証をして次につなげていけるようにしていきたいなと思っております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。柴田委員，お願いいたします。

柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田です。

このように私たちの意見，それからパブリックコメントの意見を踏まえて中間報告をつくっていただきましてありがとうございました。前回，前のことがあったので，随分前の協議会で，パブリックコメントの期間はまた年末年始でいいんでしょうかと，集まらないんじゃないでしょうかという意見をちょっと出させていただいたんですけども，今回はそのようなことがなく，ちゃんといっぱい意見が集まったということで，やはり多くの方々に関心を持ってくださっているんだと，うれしく思っています。

ただ，この施策の成果というか実績というところの評価ですけども，やった回数だけではなくて，そのやり方とか，その内容というのがすごく大事になってくるのかなというふうな気がします。いい方向にこれから向かうように，みんなでまたいろいろ考えていければなと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは，中嶋委員さんのほうからよろしいですか。

中嶋委員 中嶋です。

先ほどちょっと述べさせていただいた，先ほどのスポーツの区別というところでは，ごめんなさい，私もちょっと言葉足らずだったんですけども，できれば用語の解説の中に盛り込んでいただけたらありがたいのかなと思いましたが。そして，いろいろな，このパブリックコメントを拝見させていただいても，今回の能登の地震のことについて，障害のある方が改めてまた自分たちの生活がどうなっていくのかというようなことも読み取れるようなご質問内容もあったと思いますけれども，そういった予期せぬことにも対応できるような，そういう政策であってほしいなと願っています。

これだけの資料をまとめてくださった事務局の皆様には感謝いたします。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。それでは，佐々木洋委員さん，お願いいたします。

佐々木(洋)委員 冒頭申し上げましたように，この1年間，事務局の皆さん，様々な取組というか，

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

検討していただきましてありがとうございます。計画の推進は当然ながらサービス提供というものと切り離せないんですけども、これは指標にありますような着実な進展というか充実を図っていただきたいなというのが1点と、それから障害施策を進めるに当たっては、障害者を対象にしたものだけではなくて、市民を対象に障害理解ということがこの事業なり障害施策を進める上での基本ベースだろうと。なので、様々な方々、市民の方々に障害者理解を進め、浸透するように、各般の事業を進めていただきたいなと思います。1年間、本当にありがとうございます。

会長 ありがとうございます。今の佐々木洋委員さんのお話は、社会福祉協議会の事業ともものすごく関連することですので、今回委員に入っていただき、熟知している方が計画策定に関わっていただいたということは非常に大きな財産でございます。これからの新しい計画の進捗についても、ぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、佐々木寛成委員さん、お願いいたします。

佐々木（寛）委員 仙台歯科医師会の佐々木です。

パブリックコメントの19ページの46なんですけど、内容は読んでいただくと分かるんですが、我々ちょっと医療従事者にはかなり手厳しいことが大分書かれておまして、仙台歯科医師会のほうでは障害者歯科相談員という制度を設けていて、年に1回講習会を開いて障害に対する理解を深めるような学習をしているんですけど、なかなかこういった意見が出てくると、もっとそれを充実させて、障害理解をもうちょっと進めていかなきゃいけないかななんて、ちょっと感想として思いました。

以上です。

会長 ありがとうございます。では、菅野委員さん、お願いします。

菅野委員 仙台市サンホームの菅野と申します。

私は、子育て支援、そして児童発達支援センターのところで実際に働いているものですから、そこを中心に見させていただいたんですが、パブリックコメントのところは、大変、今回、市民の関心が高いというところがすごく切実に分かりました。当事者の方、それから現場の意見というものが本当に切実なものがたくさんありまして、ここからまた計画ができたならもっといいものになるのかななんて思いながら感じておりました。この中身を踏まえて、現場のほうでもいろいろ参考にしながら進めていきたいなと思っております。

あと今回、評価のところ、アウトカム評価のところを大変重視していただいたのはとてもありがたかったなと思います。こんなことをしただけではなくて、実際にそれが市民に届いてどうだったかというところの部分をしっかり把握しなが

ら、自己満足にならないようなサービスが届くようにしていきたいなと思いますので、こちらのほう、とてもよかったんじゃないかなと思っております。

それから、連携というところが私どもの仕事のところでもこれから大切な視点になってますます頑張っていかなければならないところなんですけれども、仙台市だからできる旗振りというんですか、私たち現場でつながっていくことはできても、なかなか先頭を切ってやっていただけるものがないと動いていかないところもありますので、そのところを、実際の文言に書かれていますけれども、そこを今度は実践としてやっていただけるように、仙台市には期待したいと思っております。

あと最後なんですけれども、パブリックコメントの中の84ページのところに保育園の入所のこととかがありますが、特別支援保育の対象枠が拡大しまして、集団の適応の可能なお子さんだけでなく、もっと広く、1対1支援、1体2支援の方まで対象として広がってきましたので、こちらの市の考え方というところの部分で少し新しくしていただくとありがたかったかなと思いますので、とても大事な、障害を持って親たちが働いて自己実現できる社会にしていくというところはとても大事なところですし、かといって、子どもたちが育っていく環境の整備、それから親御さんの心のほうのサポートというところも大事になってきますので、あわせて私たちも社会の充実というところでやっていかなければならないなと思いますので、今後ますます、障害の有無にかかわらず、保育所のほうが充実していくように願っております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。では、小幡委員さん、お願いいたします。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡でございます。

パブリックコメントを拝見して、障害者権利条約についてほとんど触れられていないですとか、触れるべきであるというご意見が幾つかありまして、そちらを確認しまして、権利というところからもう少し広く検討していくべきであったかなと改めて考えさせられました。今後、この点について今後の施策の参考にするという市の方の考え方も示していただいておりますので、このようなパブリックコメントをいただいたことを前提に、今後の施策について考えていくということは必要だなと思いました。

また、同じくパブリックコメントを拝見して、権利って何だろうとか、平等ってどういうことなんだろうとか、改めて考えております。それをこの計画の中に何かうまく反映できないかなとここ数日考えていたんですが、なかなかうまく言語化できない状況があって、特に意見として申し上げられるようなものはないんですが、今後も平等って何だろうとか、そういうことを考えていきたいなと改めて感じたところです。

以上です。ありがとうございます。



会 長 ありがとうございます。それでは、奥田委員さん、お願いいたします。

奥田委員 愛泉会の奥田です。

皆さんと同じなのですが、今回、パブリックコメントのこの500件というかなり膨大な皆さんからのご意見をいただいて、市民の方が非常に障害理解についてはとても関心が強いのかなと感じています。また、今回の仙台市の障害保健計画の答申書の中にもそういった内容が入れ込まれ、そして、私どもの意見もその中に踏襲されたものを実際に今度はそれを市民の方、そして障害を理解する、していただくためにもなお一層検証しながら進めていっていただければいいものもいい形としてできるのではないのかなと思います。一つ一つ検証しながら、そしてこのいただいた意見をなおいいものにしていければいいのかなと思いますし、今回、この答申書の中に福祉用語の説明が入っていたというところでは、すごく市民の方にも分かりやすいのではないのかなと思います。本当にこれだけの資料をまとめるのは大変なことだったと思います。改めて感謝申し上げます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、秋山委員さん、お願いします。

秋山委員 特別支援教育課の秋山です。

先ほど障害理解ということでお話しさせていただきましたが、今、教育といいますが、学校現場、様々な課題がございますけども、考えてみると、この障害理解を進めるといことが実はその課題の解決に一番近道になるんじゃないかなんて考えておりました。そういった意味では、学校のほうでもこの障害理解を進めていければと考えております。毎回、この会に参加させていただいて、私自身も大変勉強になりました。本当にありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。

この計画に対する感想です。今日、皆さんいろいろご発言いただきましたが、例えば野内委員さんの心強い活動をもとにしたご発言、取組であるとか、それから佐々木洋委員さんのご発言であるとか、それから佐々木寛成委員さんのご発言もございました。また、小幡委員のお話も、非常に私も思っていることと同じようなことだなと思いました。

私、割とシンプルに考えるほうなので、計画って何のためにあるのかと言ったら、仙台市で暮らしている障害がある人、障害はあってもなくてもいいんですけど、生活のしづらさを持っている人がそうじゃない人と同じ選択肢を持っているのかという話。我々は、普通の暮らしを営むための選択肢、それをどれだけ広げられたか、新しい計画でどれだけ広げることができるか、当たり前前に暮らしていくことができ

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

るかどうか、それをこの計画で実現させるために一生懸命議論してきたんだと思います。ぜひ、この計画がしっかりと定着をして、選択肢がどんどん増えていくことを私は期待しております。そのことについて、次の委員会でしっかり進捗管理などをしていただきながら、当たり前の暮らし、どんな状態であってもその人らしく当たり前に暮らせるというような選択肢が持てる仙台市になっていけばいいなと思って、心を込めてまとめたつもりです。次の委員会にはそのように引き継いでいただければと思います。ありがとうございました。

では、皆さん、ここまでで議事はよろしいでしょうか。何かご発言ございますか。よろしいですね。

### （5）その他

会 長 最後に、次第3のその他でございますが、皆様から何かございますか。なければ、議事が終了いたしましたので、事務局にマイクをお返しします。

事 務 局 大坂会長、議事進行ありがとうございました。  
(小西係長)

### （6）閉 会

事 務 局 それでは、事務局より今後の計画策定に関するスケジュールについてご説明させていただきます。  
(小西係長)

計画答申案につきましては、本日ご意見をいただきました部分もございますので、必要な修正を行いまして、会長・副会長にご確認いただいた上で、今月の下旬、会長から市長へ答申させていただくこととしております。

また、完成しました計画の冊子については、4月以降に印刷をする予定としておりましたので、完成次第、委員の皆様へ送付させていただきます。

なお、計画の答申案、本日おまとめいただきましたので、今年度の協議会は本日が最後となります。

次回の協議会につきましては、委員の皆様のご任期が5月末で満了となりますので、6月以降の開催を考えております。

次期協議会の委員への就任につきましては、事務局から改めて個別にご相談させていただきたいと考えておりますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで長らく当協議会の委員、令和3年度からは会長をお務めいただきました大坂会長につきましては、今期をもちましてご退任される予定となっております。ご退任に当たりまして、大坂会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

会 長 皆様、本当に今期、いろいろご苦勞をかけまして、ありがとうございました。申

し訳ありません。

最初にお詫びを申し上げます。仙台市は、障害を持った人も持たない人も当たり前の暮らしができていくかということについては、まだたくさんの障壁や困難さが残っていると思います。私自身、力足りずで、なかなか前進できなかったことを当事者の方、ご家族、市民の方、ここにいる委員の皆様にお詫びしたいと思います。

また、委員の皆様には、いろいろと大変なお仕事を持っている中、ご参集いただき、真剣に議論していただきましたが、しっかりと皆様の意見が盛り込めたかどうかということではなかなか難しかったこともあります。委員の皆様には、この場を借りてお詫びを申し上げます。

事務局の皆様、仙台市職員の皆様、いろいろとわがままを言ったり、やりとりをさせていただきました。大変な労力、残業が大変だったと思います。ご迷惑をかけたこと、また、ご尽力いただきましたが、本当に大変なことをしていただいたということについて、皆様のご家族にお詫びをしたいと思います。

さて、次に感謝であります。いろいろ大変な時期がありました。コロナという大きな流行り病が世界的にこの日本にも襲いかかり、困難をみんなで乗り越えるということをしなから、また、障害を持った方がそういう状況でも決して不利益をこうむらないようにということで、一丸となって頑張ってくださいました。

それから、今回、パブコメや様々な行事に参加していただいた市民の方がいたこと、またポッチャの体験会等も仙台駅前で開けたり、いろいろしたこと、皆様には大変なご努力、それから参加していただいた市民の方に本当に関心を持っていただいたことについて感謝申し上げます。ありがとうございます。

最後に、これからこの施策協、ぜひ、仙台市や国や国連が言っているSDGsの基本の基です、誰一人取り残さないこの地球をつくる、誰一人取り残さない日本をつくる、誰一人取り残さない仙台をつくる。そのことを実現するために、今後ともしっかりと活動をしていただければと思います。

私も別に引退するわけではないので、一市民として皆様とともにこれからもその都度参加をしたいと思いますが、どこかで皆様とお会いしたときには気軽にお声がけいただきたいと思ひますし、仙台市職員の皆様にはいろいろな風が吹いていますが、ひるむことなく、自分たちのしている仕事は決して間違った方向には行っていない、自信を持って市民の方と一緒に前に進んでいただければと思います。ありがとうございました。

事務局  
(小西係長)

大坂会長、ありがとうございます。  
続きまして、障害福祉部長の清水より、委員の皆様にご挨拶させていただきます。

障害福祉部長

障害福祉部長の清水でございます。

ちょっと非常に聞き取りにくい声で申し訳ございません。大坂会長の非常に心の込めたご挨拶の後で恐縮ではございますが、今回、次期計画の策定に当たりまし

て、皆様方にこの協議会当日はもとより、事前の資料をご確認いただいたり、あるいは当事者の皆様、あるいはご家族、事業者の皆様へのヒアリングですとか、本当に非常に多々ご協力をいただきました。本日こうして答申案のまとめといったところにたどり着くことができました。改めて心より感謝を申し上げたいと思います。

先ほど事務局からお話がありましたとおり、皆様の任期が満了となるというところでございます。大坂会長におかれましては、今期をもって退任いうことでございます。非常に長きにわたりまして本協議会の中心となりまして、また、本市の障害福祉行政の発展にご尽力いただきましたこと、改めて感謝を申し上げたいと思います。今後とも様々な場面で、先ほど市民としてというお話もありました。我々の活動について、これまでも非常に愛のある叱咤激励をいただいて、我々もそれに何とか食いついていこうということで頑張ってきたところもあります。引き続き様々な場面でお声がけいただき、例えば一度傍聴をいただいたり、パブコメをいただいたりというところも含めて、引き続きご示唆をいただければと思います。よろしく願いいたします。

他の委員の皆様におかれましては、任期が令和3年度からというところの中、この間の協議会につきましては、差別解消条例の改正ですとか今回の計画の策定ということで非常に多くの回を重ねて、また幅広く、そして深くご議論をいただきました。大変お忙しい中、ご尽力いただきましたことを重ねて感謝を申し上げます。

来年度から、まさにこの計画を実行に移していくというところでございます。また、国全体として見ても差別解消法の施行が控えておりまして、また、夏にはフランスのパリで次のオリンピック・パラリンピックが開催されるというところで、引き続き障害のある方への活動あるいはその配慮、そういったところが注目をされていくというところと考えてございます。

我々も、先ほどこの事務局のみならず、将来連携してというふうなお話もございました。改めて考えてみますと、我々のほうで障害の部門が事務局になって他の部局をまとめた形での会議体というのは実は庁内としてはあまりないかなと思ってございます。じゃあ連携していないのかなという、どちらかという、他部門で行われているところに我々が出て行って連携をしているというのが実情なのかなと捉えてございました。例えば子育て部門のほうで行っている定例の会議には必ず我々の発達のほうの部門の職員が出ていたり、あるいは特別支援教育、教育関係では本当に日頃から連携をさせていただいております。また、今年度とかですと、例えば文化芸術の関係の計画を、いわゆる全庁的な文化芸術の計画を立てる、そういった議論の中に障害部門のほうで担当が出て発言をしたりというような形で、どちらかというそれぞれの仙台市全体でいろいろやっている部門の中に我々障害の部門が入って行って、そういった合理的配慮ですとか障害理解というのが浸透していくよというよというスタンスで取り組んでいるというところでございます。インクルージョンですとかそういった合理的配慮、本当に障害のある人ない人問わずといったところから考えると、そういった形で今後も我々のほうから積極的に出て行って、

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

いろいろな部門を巻き込んでいくといった形で活動していければなと思ってございます。

委員の皆様方におかれましても、今後とも今回の計画の実行についてご助言をいただきますとともに、様々な場面での活動に当たりまして、その障害部門以外での活動の中でも今回の議論で出てきたような知見ですとか視点というのをぜひ広めていくような、そういった形でもサポートいただければと思ってございます。

これまで長きにわたる議論、また本日の議論を含めて、大変ありがとうございました。

事務局  
(小西係長)

それでは、最後に事務的なご連絡を申し上げます。

本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。こちらにご意見いただきまして、事務局で修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料について追加のご意見、ご質問などがございましたら、机前にお配りしておりますご意見票にて、期限が短く恐縮ですが、3月19日火曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。様式については、後ほどメールでも送付させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第7回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

署名人

野内伸一 